

九度山町家具転倒防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による家具の転倒による高齢者、身体障害者等の被害を防止又は軽減するため、九度山町家具転倒防止対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、九度山町補助金等交付規則(平成2年九度山町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家具 地震発生時の転倒により生命に危険を及ぼす可能性のある家具、電化製品等をいう。

(2) 転倒防止器具 家具の転倒を防止するために有効な器具や金具等をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、転倒防止器具の購入費及び取付費(消費税を含む。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の全額(100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、5,000円を上限とする。

3 補助金の交付は、1世帯1回限りとする。

(補助対象者)

第4条 家具転倒防止対策事業(以下「事業」という。)を利用することができる者は、町内に住所を有し、かつ、現に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 65歳以上の者のみ又は65歳以上と18歳未満の者のみで構成する世帯

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護状態区分が要介護2以上に該当する者の属する世帯

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

(4) 和歌山県療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者の属する世帯

(7) 和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患医療受給者証又は和歌山県指定特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する和歌山県指定特定疾患医療受給者証の交付を受けている者の属する世帯

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の属する世帯

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める世帯

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付対象外とする。

(1) 既にこの要綱に規定する補助金の交付対象となった世帯

(2) 町税の滞納及び使用料、手数料等町への債務不履行が現にある世帯

(3) 賃貸住宅に居住し、転倒防止器具を取り付けるために住宅の壁面等に工作を加えることについて、家主又は管理者の承諾を得ていない世帯

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、九度山町家具転倒防止対策事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 転倒防止器具の購入にかかる費用の見積書の写し

(2) 取付けを業者委託する場合は、その費用の見積書の写し

(3) 前条第1項第2号から第8号までに該当することが確認できる書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときはその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合は、九度山町家具転倒防止対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の交付決定通知を受けた者は、補助事業の完了後、速やかに九度山町家具転倒防止対策事業実績報告書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に実績報告しなければならない。

(1) 転倒防止器具の購入費が分かるレシートや領収書の写し

(2) 取付けを業者委託した場合は、その費用の領収書の写し

(3) 転倒防止器具の取付け前と取付け後が確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付額確定）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときはその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合はその額を確定して、申請者に九度山町家具転倒防止対策事業補助金交付額確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定による交付額確定通知を受けた者は、九度山町家具転倒防止対策事業補助金交付請求書（別記様式第5号）により町長に交付請求しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 町長は、前条の規定による交付請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。